

令和 7 年度 法学部法律専攻

基礎演習 募集要項 (第Ⅱ期)

応募期間 : 9 月 4 日 (木) 12 : 00 ~ 10 日 (水) 12 : 50

応募方法 : K-SMAPY II (アンケート欄からエントリー)

結果発表 : 9 月 16 日 (火) 20 : 00 予定 (K-SMAPY II)

【注意事項】

- ◇ 各クラス 20 名を上限とします。20 名以上の応募があった場合、各教員が指定する方法 (志望理由や課題の記述など) に基づく選考が行われます。また、応募者が 20 名未満の場合でも、志望理由や記述の内容によっては不合格となる場合もあります。
- ◇ 演習の内容や選考方法は担当教員によって異なるので、募集要項をよく読んで確認したうえで、応募するようにしてください。
- ◇ 第Ⅱ期募集が最後の募集になります。履修を希望する学生は、ぜひ今回の募集にエントリーするようにしてください。
- ◇ 「基礎演習」では、毎回の出席が原則です。履修中、やむを得ず欠席しなければならない場合には、必ず事前に担当教員に申し出て、その指示に従うようにしてください。

【掲載場所】

國學院大學ホームページ :

トップページ > 在学生・保証人の方へ > 授業・履修 > 演習・卒業論文等



担当教員名	川村 尚子				
担当教員の専門分野	民法		開講曜時	月曜日 4 限	
演習の概要					
こんな人に来て欲しい こんな人にお勧め	民法に興味があるけど少し不安だと思っている人、法律文献の読解力や文章作成のスキルを上げたい人				
授業のテーマ	日常生活と民法				
授業の目的・内容	この演習では、みなさんの日常生活と最も関わりの深い民法に関する事例問題や判例の学習を通して、今後法律学を学ぶ上で必要となる基礎的な読解力、文章作成力および文献の調査方法などの修得を目指します。具体的には、民法総則に関する事例問題や松岡久和他編『18歳からはじめる民法』（法律文化社、第5版、2023年）のなかの事例問題について議論し、実際に答案を作成したり、グループに別れて判例の報告を行ってもらったりします。その際、判決文の読み方や文献の調査の仕方についても学修します。これらの作業を通じて、ある問題について、自らの意見を論理的に組み立てて主張し、相手に伝えるとともに、相手の意見を聞いて理解したうえで、自らの意見を述べるという議論に必要なコミュニケーション能力の修得も目指します。				
教科書・参考書	教科書は特に指定しません。資料は基本的にはこちらで配布する予定です。場合によっては、指示した教科書等を参考書として持参するように指示することがあります。				
授業の進め方	授業の前半（第2回から第7回）は、事例問題の検討と答案作成を行います。第8回から第10回は、全体で、文献の調査の仕方や判決文の読み方を学修します。後半（第11回から第14回）は、各グループに別れて、担当する判例について報告してもらいます。				
身につくスキル	資料の収集	○	文章の読解	◎	答案の作成 ◎
	プレゼンテーション	○	文章の作成	◎	
	協同作業	○	ディスカッション	○	
評価方法	課題（事例問題の答案）の提出、報告の内容、授業中の積極性、質疑応答の精確さ、期末レポート課題（判例報告をまとめ直したもの）の内容を中心に評価する。）				
選考方法	志望理由により選考します。応募時に、K-SmapyIIの自由記述欄に本演習の志望理由を500字程度で入力してください。				

授業回	内容
第1回	ガイダンス
第2回	事例問題①思ってたかった契約をしてしまったら（検討・議論）
第3回	事例問題①思ってたかった契約をしてしまったら（答案作成）
第4回	事例問題②電動自転車を購入したら（検討・議論）
第5回	事例問題②電動自転車を購入したら（答案作成）
第6回	事例問題③友達に貸した自転車を取り戻したい（検討・議論）
第7回	事例問題③友達に貸した自転車を取り戻したい（答案作成）
第8回	文献調査の方法
第9回	判決文を読んでみよう（下級審判例）
第10回	判決文を読んでみよう（最高裁判例）
第11回	グループ報告①
第12回	グループ報告②
第13回	グループ報告③
第14回	グループ報告④
代替授業	まとめ（オンデマンド型授業）

担当教員名	古賀 絢子				
担当教員の専門分野	民法(家族法)		開講曜時	月曜日2限	
演習の概要					
こんな人に来て欲しい こんな人にお勧め	民法（家族法）に興味のある人、家族や子どもの利益という身近なテーマを通じて、法的な議論に取り組み、法的な視点や思考方法を身につけたいと考える人				
授業のテーマ	民法における子どもの利益－両親の離婚における子どもの利益を中心に				
授業の目的・内容	「子どもの利益」を守り、実現すべきということは、多くの人が共感し支持するところです。それは、民法をはじめとする法律の世界でも同じです。しかし、「子どもの利益」とは何か、そしてそれをどう実現していくべきかといったその具体的な内容や方法については、様々な視点や意見があり、議論が交わされています。 本授業では、「子どもの利益」という身近ではあるけれど、実は複雑で奥深いテーマを素材に法的な議論に取り組むことで、法的な視点、思考およびその表現の方法を身につけることを目指します。 具体的な内容としては、2024年の民法改正で離婚後の共同親権制が導入されるなど、動きの活発な「両親の離婚における子どもの利益」を中心テーマとします。まずはTVドラマ・時事ニュース・ドキュメンタリー番組等の馴染みやすい視聴覚教材を用いて、基本的な知識や視点・論点を学びながら共同作業やディスカッションの経験を積んだ上で、法律文献や裁判例、法改正を素材とした法的な検討へと進みます。				
教科書・参考書	別途指示いたします。				
授業の進め方	受講者をサブグループに分け、グループごとに各回のテーマに関する報告課題やディスカッションを行います。中間レポートはグループごとに、まとめレポートは個人で行います。報告やディスカッションの準備のための予習課題として、視聴覚教材の視聴や文献資料の収集・調査・読解、およびそれらを踏まえたグループワークを求めます。				
身につくスキル	資料の収集	○	文章の読解	○	答案の作成
	プレゼンテーション	○	文章の作成	○	
	協同作業	◎	ディスカッション	○	
評価方法	平常の取り組みの総合評価（報告やレジュメ・レポート等の提出物の内容だけでなく、参加すること自体を重視します）。				
選考方法	応募時に、K-SmapyIIの自由記述欄に「子どもの利益に関連する最近のニュースの中で興味を持ったものを1つ選び、①どのようなニュースか、②何故興味をもったか、③そのニュースについてどのように考えるか、④当該ニュースの参照元（インターネット上のリンク先を含む）について、500字前後で論じてください」				

授業回	内容
第1回	ガイダンス・グループ分け・自己紹介等
第2回	離婚と子ども①－視聴覚教材を視聴の上、考え、議論する。
第3回	離婚と子ども②－視聴覚教材を視聴の上、考え、議論する。
第4回	離婚と子ども③－視聴覚教材を視聴の上、考え、議論する。
第5回	離婚と子ども④－視聴覚教材を視聴の上、考え、議論する。
第6回	離婚と子ども⑤－視聴覚教材を視聴の上、考え、議論する。
第7回	「子どもの利益」とは－中間のまとめ
第8回	図書館ガイダンス－法律文献・裁判例データベースについて
第9回	離婚後の親権紛争－法律文献・裁判例を調査・検討する。
第10回	離婚後の面会交流－法律文献・裁判例を調査・検討する。
第11回	離婚後の養育費支払い－法律文献・裁判例を調査・検討する。
第12回	子どもの意思の尊重－文献・裁判例を調査・検討する。
第13回	法改正をめぐる議論と動き①－法律文献・法改正資料を読み、検討する。
第14回	法改正をめぐる議論と動き②－法律文献・法改正資料を読み、検討する。
代替授業	視聴覚教材を視聴した上で、設問に答える課題を行う。

担当教員名		鈴木 達次					
担当教員の専門分野		商法		開講曜時	金曜日 3 限		
演習の概要							
こんな人に来て欲しい こんな人にお勧め		法律に興味はあり、授業にちゃんと出てているものの、今ひとつ法律のおもしろさを感じられていない人にお勧めです。ただし、法的観点は除外して議論するので、資格試験・公務員試験等の勉強を始めるなど、法律の勉強が進んでいる人には、もどかしく感じられるかもしれません。対象学年でいえば、勉強が進んだ 2 年生よりも 1 年生のほうが満足度が高くなると思います。					
授業のテーマ		法律問題事例徹底討論					
授業の目的・内容		第 1 回および第 2 回を除いて、法律問題が内在化していたり、法律についての面白エピソードが盛り込まれていたりする小説・記事・判例等（以下「素材」といいます）を読み、その是非について議論します。どのような背景があったてそのような事案が生じたのか、なぜそんな結論になっているのか、そこで用いられているロジックは妥当なのか……。法的観点はひとまず除外し、参加者各自の道德観念とか一般常識の面から事案を突き詰めて考えていきます。その結果、各自の視野が広がっていき、やがて素材に潜んでいる法的なものの考え方（リーガルマインド）の一端がわかってきます。それがこの授業の目的です。					
教科書・参考書		教科書は指定しません。参考書については授業の際指示しますが、ゼミと並行して法的なものの考え方について勉強したい人には「倉澤康一郎・プレップ法と法学（弘文堂）」をお勧めします。					
授業の進め方		素材については教員が指定します。コピーを配る場合もありますが、判例などは皆さんに探していただく可能性もあります。素材は、現時点では「内容」欄に掲げているものを考えていますが、これは暫定的なものです。もっと面白そうなものが見つかったら当然入れ替えます。 演習は、事前にそれらを読むことから始まります。その内容について予め徹底的に考えてこないと他の参加者に太刀打ちできません。授業の場では、事案の内容や結論について自由に議論してもらいますが、教員からの指摘が飛ぶこともあり、厳しい内容になると思います。いずれにしても、これは皆さんの道德観念とか一般常識とかに沿ってやるのであって「法律論」を戦わせていただくものではありません。「××法では〇〇と規定されている」というような議論を行うことは御法度です。					
身につくスキル		資料の収集		文章の読解	○	答案の作成	
		プレゼンテーション		文章の作成			
		協同作業	○	ディスカッション	○		
評価方法		平常点（報告の内容や議論にどれだけ積極的に参加したかによります）。					
選考方法		自由記述欄に次の質問への解答を記してください。その記述をもとに選考します（なお、ゼミには定員があり、当ゼミは残り 1 名です）。 （質問）「1 年前期の民法法入門の講義で履修した事項のうち、興味を持ったものについて、図書館で資料を調べるなどしてより詳細に論じてください」（字数制限はありません）。					

授業回	内容
第1回	六法の読み方
第2回	判例の探し方
第3回	カランの法術
第4回	子争い
第5回	三方一両損
第6回	一年半待て①
第7回	一年半待て②
第8回	クマ号事件
第9回	ベニスの商人①
第10回	ベニスの商人②
第11回	ベニスの商人③
第12回	踏んだり蹴ったり判決
第13回	大津事件①
第14回	大津事件②
代替授業	授業ガイダンス（授業の進め方、評価方法、勉強方法など）＜オンデマンド型授業で第1回の講義前に実施＞

担当教員名	姫野 学郎					
担当教員の専門分野	民法		開講曜時	月曜日3限		
演習の概要						
こんな人に来て欲しい こんな人にお勧め	3－4年生になって（特に実定法の）ゼミ（演習）に入ると、基本的に判例を調べて、その成果を報告することになります。その準備をしておきたい人はぜひこの演習に来てください。					
授業のテーマ	3－4年次のゼミに備える					
授業の目的・内容	3－4年次のゼミで実定法（憲法、民法、刑法、訴訟法、等々）のゼミをとると、基本的に、ある論点（94条2項の類推はどんな場合におこなわれるか、等々）に関する判例を取り上げることになります（そうでなくても、判例に関する知識が前提となります）。このとき、みなさんは判例や学説を調べ、これをレジュメにまとめ、当日の授業ではこれに基づいて報告を行うことになります。この演習では教員の指導のもとで民法上のいくつかの論点に即してこの作業をやることで、いいかえればオン・ザ・ジョブ・トレーニングすることで、3－4年生のゼミに備えることを目的とします。内容は、一部目的の繰り返しとなりますが、まず法律的な文章を読む練習としていくつか配布する文章を要約します。つぎに具体的な民法上の論点を取り上げ、これについてレジュメを作成し、教員と一緒に検討し、レジュメを完成させ、当日に実際に報告します。基本的にこの作業を繰り返すことで、ゼミで行う作業を体得することを内容とします。					
教科書・参考書	参考書：大村敦志『新基本民法』、内田貴『民法』、『民法判例百選』					
授業の進め方	授業の内容で書きましたが、まず法律的な文章を要約し、いわば法律的な文章に慣れます。適当な段階で判例の検索の仕方をスマホを使って実地に体得します。つぎに、いくつかの民法上の論点に関する判例を取り上げます。具体的には「参考書」に掲げた基本書で問題点を頭に入れ、百選にとりかかります。そしてできたレジュメを教員と一緒に検討し、書き直し、これに基づき報告し、報告後ゼミ生全員でその報告の良かった点、悪かった点を話し合います。これを繰り返すことで聞き手と報告者それぞれがやるべきことを体得していきます。					
身につくスキル	資料の収集		文章の読解	○	答案の作成	
	プレゼンテーション	○	文章の作成	○		
	協同作業	◎	ディスカッション	○		
評価方法	出席率と議論等における積極性を考慮して評価します。					
選考方法	自由記述欄につぎの事項を記してください。その記述をもとに選考します。①自己紹介、②志望動機。それぞれ200字程度。					

授業回	内容
第1回	オリエンテーション・自己紹介・幹事決め・グループ作り
第2回	文章を要約する①（不倫相手に対する慰謝料請求：以下3回二宮『家族をめぐる法の常識』を用いる）
第3回	文章を要約する②（破綻主義か有責主義か）
第4回	文章を要約する③（子からの認知請求）＋判例データベースの使い方
第5回	口頭報告（レジュメづくりに重点を置く①不倫相手に対する慰謝料請求）
第6回	口頭報告（レジュメづくりに重点を置く②破綻主義か有責主義か）
第7回	口頭報告（レジュメづくりに重点を置く③94条2項の類推適用）
第8回	口頭報告（台本を準備する①110条の基本代理権と正当理由）
第9回	口頭報告（台本を準備する②二重譲渡）
第10回	口頭報告（台本を準備する③第三者による債権侵害）
第11回	口頭報告（台本を準備する④監督者責任）
第12回	口頭報告（聞き手も参加①JR東海事件）
第13回	口頭報告（聞き手も参加②素因減額）
第14回	口頭報告（聞き手も参加③輸血拒否事件）・全体の振り返り
代替授業	オンデマンド方式で実施する

担当教員名	宮内 靖彦				
担当教員の専門分野	国際法		開講曜時	金曜日3限	
演習の概要					
こんな人に来て欲しい こんな人にお勧め	大学で学ぶ専門科目の学修の方法を知りたい方				
授業のテーマ	事例に関連する国際法を知り問題解決を考える				
授業の目的・内容	高校までと異なり、大学で色々な専門科目を学びますが、その学び方は受け身ではありませんし、試験で合格すればいいというものではありません。むしろ、知識を踏まえてそれを枠組として実際の生活に当てはめ、自ら考えることができるようになることが求められていますし、そのため、大学の勉強は学生自身が掘り進めていくことが基本として想定されています。そのためには、教科書を読んだり、論文を探して読んだり、判決を見つけて読んだり、それらを比較検討して考える必要があります。また、それらをレジュメや資料としてまとめ、人々の前で報告し、議論することも必要です。そのようなことを、試してみようというのがこの授業の目的です。 具体的には、「尖閣問題を考える」として、尖閣諸島問題に関する国際法の分野の教科書や論文等を読み、みんなで議論していきます。そのようなことを検討する過程で、上記の技術が身につくことを目指していきます。				
教科書・参考書	特に固定的なものは指定せず、必要な書籍や論文はその都度指示します。				
授業の進め方	ゼミのトライアルとして、ゼミ形式で進めます。つまり、数人のグループを作り、グループの扱う問題を決め、協同してその問題に関する国際法の知識など詳細を調べ、レジュメ資料を作成し報告し、質疑に答え、ディスカッションを通じて、みんなで問題を考えます。最後は、個人ごとにレポートにまとめてもらいます。				
身につくスキル	資料の収集	○	文章の読解	◎	答案の作成
	プレゼンテーション	○	文章の作成	○	
	協 同 作 業	○	ディスカッション	◎	

評価方法	課題の出来、グループ作業への貢献度、プレゼンの出来、質疑応答への対応、質問の質と量、ディスカッションの状況、レポートの出来などを踏まえて、総合的に評価する口
選考方法	自由記述欄に志望理由を400字程度で入力してください。その記述を元に選考します。

授業回	内容
第1回	ガイダンス、自己紹介、グループ分け
第2回	国際法の概要 (教科書を読む)
第3回	【文献資料の調べ方を知る】 図書館・法学資料室の使い方を知る 文献リスト【ビブリオ】の作り方を知る
第4回	グループ調査報告と相談1
第5回	レジュメの作り方、プレゼン・ディスカッションの方針 グループ相談 2
第6回	領土問題としての「尖閣諸島問題」：領域の国際法 グループ報告1 ープレゼン、質疑応答・ディスカッション、ピア・レビュー
第7回	領土問題としての「尖閣諸島問題」：尖閣諸島紛争の日中の主張 グループ報告2 ープレゼン、質疑応答・ディスカッション、ピア・レビュー
第8回	海洋の国際法 グループ報告 3 ープレゼン、質疑応答・ディスカッション、ピア・レビュー
第9回	尖閣諸島をめぐる海洋法の問題 グループ報告 4

第10回	武力行使の規制の国際法 グループ報告 5 －プレゼン、質疑応答・ディスカッション、ピア・レビュー
第11回	尖閣諸島をめぐる海警・海保の牽制はどのような意味を持つか？ グループ報告6 －プレゼン、質疑応答・ディスカッション、ピア・レビュー
第12回	レポートのまとめ方・書き方
第13回	尖閣諸島問題はどのように解決すればいいか？－紛争の平和的解決方法 ＜全体ディスカッション＞
第14回	レポート講評
代替授業	指示されたレポートを作成し提出する

担当教員名	本久 洋一				
担当教員の専門分野	労働法		開講曜時	月曜日 4 限	
演習の概要					
こんな人に来て欲しい こんな人にお勧め	労働事件を素材に法律学の基礎を学びたい方				
授業のテーマ	労働判例を読む				
授業の目的・内容	賃金の引き下げ、配置転換、解雇、雇止め、セクハラ・パワハラ等、労働事件は、最も身近な法律紛争の一つです。この授業では、こうした労働事件を素材として、法律学の基礎を学ぶことを目的としています。法律学の基礎とは、具体的には、まずは、わが国の法律および裁判制度の全体像の理解からはじまり、法律および判決文の読み方までを含みます。以上を以下のカリキュラムにしたがって、具体的な事件を通して学んでいくことがこの授業の内容です。				
教科書・参考書	本久洋一・小宮文人・浅野高宏『労働法の基本 第3版』（法律文化社、2025年）				
授業の進め方	法律学の基礎についての理解を講義によって確保した上で、労働判例についてゼミ形式で討論によって理解を深めていきます。				
身につくスキル	資料の収集	◎	文章の読解	◎	答案の作成
	プレゼンテーション	◎	文章の作成	◎	
	協同作業	◎	ディスカッション	◎	
評価方法	ゼミでの発表・発言内容等の平常点によります。				
選考方法	レポート（自己紹介及び志望理由）及び面接（リモート） ※面接は募集人数により実施しない可能性あり				

授業回	内容
第1回	わが国の法律と裁判制度の全体像
第2回	法律の読み方
第3回	判決文の読み方
第4回	判例のレジユメの作成方法
第5回	判例ゼミ（個別的労働関係①）：事実・争点・判旨
第6回	判例をめぐる討論
第7回	討論をめぐる討論
第8回	判例ゼミ（個別的労働関係②）：事実・争点・判旨
第9回	判例をめぐる討論
第10回	判例をめぐる討論
第11回	判例ゼミ（集团的労働関係）：事実・争点・判旨
第12回	判例をめぐる討論
第13回	判例をめぐる討論
第14回	ゼミの総括：法律および判決文の読み方について
代替授業	オンデマンド方式で行う。